

令和2年3月24日

愛知県津島市・新潟県佐渡市・長崎県長崎市の

## 歴史的風致維持向上計画を認定

「地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律（通称：歴史まちづくり法）」第5条に基づき、愛知県津島市、新潟県佐渡市、長崎県長崎市の歴史的風致維持向上計画について、3月24日付けで主務大臣（文部科学大臣、農林水産大臣、国土交通大臣）が認定しました。

今回の認定により、認定都市数は81市町となります。

（国土交通省記者クラブ、農林水産省記者クラブ同時配布）

本計画は、歴史上重要な建造物及び周辺の市街地と人々の営みが一体となった歴史的風致の維持向上を図るためのもので、愛知県津島市は尾張津島天王祭保存・振興事業等を、新潟県佐渡市は佐渡奉行所整備事業等を、長崎県長崎市は重要文化財グラバー住宅主屋及び附属屋保存整備事業等を位置付けています。（詳細は別紙参照）

※なお、認定式については、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、実施を当面のあいだ延期いたします。

<担当> 文化庁文化資源活用課

活用連携計画官 中田 尚 樹（内線 2869）

文化財活用情報分析官 樋口 和 宏（内線 2738）

電話：03-5253-4111（代表）

03-6734-4760（直通）

歴史的風致維持向上計画の認定について

令和 2 年 3 月  
国土交通省・文部科学省・農林水産省

「地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律（通称：歴史まちづくり法）」は、地域の歴史的な風情、情緒を活かしたまちづくりを支援すべく平成20年5月に公布され、同年11月に施行されました。

この法律は、我が国固有の歴史的建造物や伝統的な人々の活動からなる歴史的風致について、市町村が作成した歴史的風致維持向上計画を国が認定することで、法律上の特例や各種事業により市町村の歴史まちづくりを支援するものであり、これまで金沢市、高山市等78市町の計画を認定しています。

このたび愛知県津島市・新潟県佐渡市・長崎県長崎市の歴史的風致維持向上計画を3月24日に認定し、認定都市数は81市町となりました。なお、各市の歴史的風致維持向上計画については、国土交通省及び各市のホームページに公開されます。

・国土交通省 HP :  
[http://www.mlit.go.jp/toshi/rekimachi/toshi\\_history\\_tk\\_000010.html](http://www.mlit.go.jp/toshi/rekimachi/toshi_history_tk_000010.html)

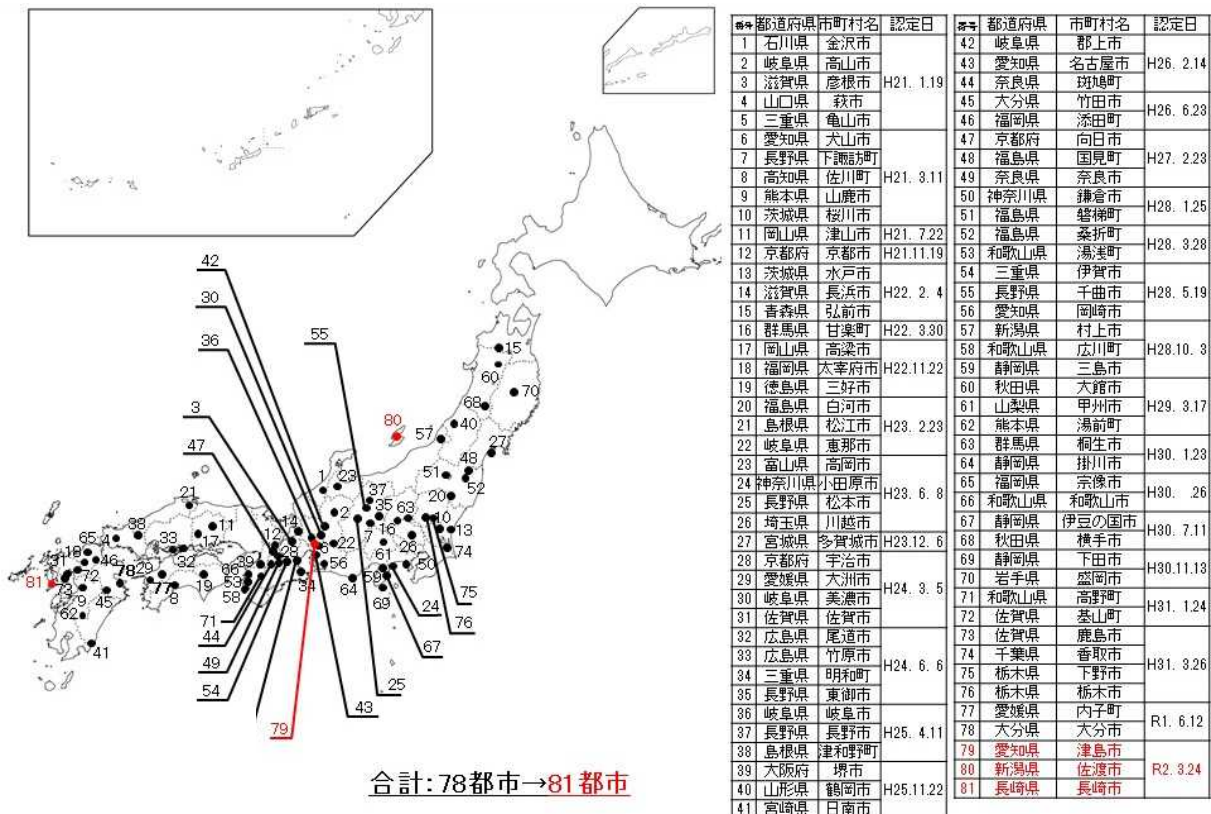


図 歴史的風致維持向上計画の認定状況

## ■各都市の歴史的風致維持向上計画の概要

### ○津島市歴史的風致維持向上計画（愛知県津島市 認定申請日 R2. 2. 18）

国指定の重要文化財「津島神社本殿・楼門」及びその周辺地域と、600年近く続く尾張津島天王祭、津島駅西地区の山車祭や石採祭及び茶の湯文化からなる歴史的風致の維持向上を図るため、津島駅西地区に所在する旧津島信用金庫本店等の歴史的建造物の保存・活用事業や、山車等が巡行する道路の美装化、地域の子供たちへの歴史・文化学習事業等を位置づけています。



【尾張津島天王祭（宵祭）】

### ○佐渡市歴史的風致維持向上計画（新潟県佐渡市 認定申請日 R2. 2. 21）

国指定の重要文化財「旧佐渡鉱山採鉱施設」、国指定の史跡「佐渡金銀山遺跡」及びその周辺の鉱山町一帯と、善知鳥神社祭礼や鉱山祭とそこで披露される郷土芸能、無名異焼の製造・販売等からなる歴史的風致の維持向上を図るため、歴史的建造物の保存修理、公有化した旧深見家住宅等の歴史的建造物を活用した拠点施設整備、それら歴史的建造物を回遊するための道路の美装化等の事業や、相川音頭を踊るイベントの宵乃舞など、地域行事の運営にかかる支援を位置づけています。



【佐渡金銀山遺跡 北沢浮遊選鉱場】

### ○長崎市歴史的風致維持向上計画（長崎県長崎市 認定申請日 R2. 2. 25）

国宝「大浦天主堂」や国指定の重要文化財「旧グラバー住宅」、重要伝統的建造物群保存地区「長崎市南山手重要伝統的建造物群保存地区」及びその周辺地域と、歴史的建造物等の保存活動の一環として始まった長崎居留地まつりや大浦諏訪神社の大浦くんち等の歴史的風致の維持及び向上を図るため、旧グラバー住宅をはじめとする歴史的建造物の保存修理や、歴史的建造物のライトアップ、地域住民への歴史学習講座の開催等の事業を位置づけています。



【長崎居留地まつり】

■「地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律（通称：歴史まちづくり法）」第5条（抜粋）

第5条 市町村は、歴史的風致維持向上基本方針に基づき、当該市町村の区域における歴史的風致の維持及び向上に関する計画（以下「歴史的風致維持向上計画」という。）を作成し、主務大臣の認定を申請することができる。

2～7 （略）

8 主務大臣は、第一項の規定による認定の申請があった歴史的風致維持向上計画が次に掲げる基準に適合すると認めるときは、その認定をするものとする。

- 一 歴史的風致維持向上基本方針に適合するものであること。
- 二 当該歴史的風致維持向上計画の実施が当該市町村の区域における歴史的風致の維持及び向上に寄与するものであると認められること。
- 三 円滑かつ確実に実施されると見込まれるものであること。

9～11 （略）